

関東信越税理士会 熊谷支部12月例会次第

日時 平成26年12月4日(木)
午後3時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|----------------|-------------------------|---|------------|
| (1) 11月 6日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 11月 6日(木) | 県北ブロック研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 11月10日(月) | 支部ゴルフ愛好会主催コンペ | 於 | 熊谷ゴルフクラブ |
| (4) 11月11日(火) | 大里地域税政協議会講演会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (5) 11月12日(水) | 納税表彰式 | 於 | さくらめいと |
| (6) 11月13日(木) | 支部歩け歩け大会 | 於 | 秩父市 |
| (7) 11月17日(月) | 農業青色申告会との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (8) 11月18日(火) | 支部女性部会 | 於 | アルティジャーノ |
| (9) 11月20日(木) | ソフトボール部忘年会 | 於 | 甲子園第二球場 |
| (10) 11月27日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (11) 11月27日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (12) 11月28日(金) | 県連支部長会・埼玉県青色申告会連合会との協議会 | 於 | 大宮サンパレス |
| (13) 12月2日・3日 | 木本純二会員 通夜・告別式 | 於 | メモリアル彩雲 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部理事推薦投票
日時 12月4日(木)
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会
日時 12月4日(木)午後3時00分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 税理士法
講師 熊谷税務署総務課長 松谷正太郎氏
- (3) 支部例会・署との協議会
日時 12月4日(木)午後4時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 第2回理事推薦委員会
日時 12月4日(木)午後4時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 忘年会
日時 12月4日(木)午後5時10分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (6) 県連支部長会・分掌機関会議
日時 12月8日(月)
場所 大宮ソニックシティ・パレスホテル
- (7) 本会理事会・支部長会
日時 12月10日(水)午後1時00分～
場所 大宮パレスホテル
- (8) 確定申告期日程表作成
日時 12月11日(木)
場所 支部事務局
- (9) 県連支部長会・常務理事会・理事会
日時 12月16日(火)
場所 埼玉県税理士会館

- (10) 新春挨拶回り
 日時 1月6日(火)午前10時30分～
 場所 熊谷税務署他
- (11) 正副支部長会
 日時 1月6日(火)午前11時30分～
 場所 未定
- (12) 深谷商工会議所新春賀詞交歓会
 日時 1月8日(木)午前11時00分～
 場所 埼玉グランドホテル深谷
- (13) 正副支部長・署との協議会
 日時 1月9日(金)午後4時00分～
 場所 熊谷税務署
- (14) 支部例会・署との協議会
 日時 1月14日(水)午前9時30分～
 場所 ホテルガーデンパレス
- (15) 県連常務理事会・理事会・賀詞交歓会
 日時 1月14日(水)午後12時00分～
 場所 パレスホテル大宮
- (16) 本会臨時総会
 日時 1月19日(月)
 場所
- (17) e-tax研修会
 日時 1月19日(月)午後1時30分～4時00分
 場所 埼玉工業大学
- (18) 熊谷地区税務四者協議会
 日時 1月20日(火)午後4時00分～
 場所 埼玉県熊谷会館「展示室」
- (19) 農業青色申告会との調印式
 日時 1月21日(水)午後3時30分～
 場所 熊谷税務署
- (20) 支部第2回理事会
 日時 1月21日(水)午後5時00分～
 場所 熊谷商工会議所2-3
- (21) e-tax研修会
 日時 1月26日(月)午後1時30分～4時00分
 場所 埼玉工業大学

3. その他の協議報告事項

〈派遣関係〉支部推薦

熊谷市公共下水道事業運営審議会委員 橋本泰久会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 1月14日(水) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

支部研修会

日時 1月14日(水) 午前10時45分～

場所 ホテルガーデンパレス

内容 農業青色・雑損控除(雪害)

講師 熊谷税務署担当官

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年12月4日現在)

2月例会	2月 9日(月)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(金)	午後4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

*元会員事務所等で税理士事務所の看板を掲げている事例又は増設事務所或いは名義貸しの疑いのある事例がありましたら事務局までご連絡下さい。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

【アンケート調査】

平成26年12月4日

次年度の会務運営の指針としますので、下記アンケート事項についてお答え下さい。
なお、希望する部門が多い場合、または全く希望のない部門については、支部役員会には
かり決定いたします。

1. 次のうち、どの部門を希望しますか。第1～第3希望まで記入して下さい。
① 総務部 () ② 業務対策部 () ③ 経理部 () ④ 会報部 ()
⑤ 制度部 () ⑥ 税務支援対策部 () ⑦ 調査研究部 () ⑧ 研修部 ()
⑨ 広報部 () ⑩ 情報システム部 () ⑪ 福祉共済部 ()
⑫ 公益活動対策部 () ⑬ 租税教育推進部 () ⑭ 電子申告推進特別委員会 ()
※ ⑩・⑫・⑬・⑭については重複可。なお、税務支援対策部所属の会員は継続記
帳指導を担当することとなります。
2. 銀行への派遣について、希望しますか。
① 武蔵野銀行 (熊谷・深谷)
② 希望しない ()
3. 下記の相談室等への派遣を希望しますか。
① 商工会議所 (熊谷・深谷)
② 商工会 (妻沼・寄居・岡部・川本・大里・江南・豊里・花園)
③ 市民相談室 (熊谷)
④ 希望しない ()
4. 部外に対する研修会・講演会の講師として、派遣を希望しますか。
① 希望する。 科目 ()
② 希望しない ()
5. 例会時研修にて希望するテーマはありますか。
6. 愛好会への入会希望
音楽愛好会・ゴルフ愛好会・麻雀愛好会・海外旅行有志の会

氏名 _____

*1月20日までに支部事務局にご提出下さい。FAX521-9612

平成26年分税務支援従事免除申請書

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 渡辺 実殿

平成26年分確定申告期の納税相談事業について下記の理由により、税務支援活動に従事する事が困難となりました。

つきましては事業に参画することの免除を申請いたします。

免除願回事由

(医師の診断書等がある場合には添付をお願いします)

参考

「会員は、本会から税務支援の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない」(本会会則第60条第4項)

平成26年 月 日

会員名 _____

給与支払報告書(総括表)

〇〇市町村長 宛 平成 年 月 日提出

種別	指定番号	
※	※	※

所在地	〒	事業種目	
		受給者総人数 <small>(他市町村の受給者も含む)</small>	
給与支払者の 名称又は氏名		〇〇市町村 への報告人員	給与より特別 徴収する人数
給与支払者が 法人である場合の 代表者の氏名			普通徴収該当 理由書に記載 した人数
担当者の所属課 係名・氏名 電話番号			計
会計事務所などの 名称・電話番号		※ 普通徴収とする場合は、普通徴収該当理由書の提出が必要です。普通徴収該当理由書の提出がない場合又は普通徴収該当理由書に該当する理由がない場合は、特別徴収となります。	
新規採用・中途入社の人はいですか	はい・いいえ		
その人の前職分などは含んでいますか	はい・いいえ		
摘要欄にその旨の記載はありますか	はい・いいえ		

普通徴収該当理由書 兼 仕切書

略号	普通徴収該当理由	人数
A	総従業員数が2名以下(専従者・乙欄・退職者等を除く)	人
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
C	給与の支払が不定期	人
D	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
E	退職者又は退職予定者(5月末日まで)	人
合 計		人

●普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(A・B等)を記入してください。
(eLTAX等の電子媒体で提出する場合を含む)

●この普通徴収該当理由書の提出がないと、特別徴収対象者となる場合があります。

指定番号		〇 〇 市
特別徴収 義務者名		

平成26年12月4日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡辺 実
副支部長 曾根和也
地域長 天笠裕司
研修部長 清水茂昭

税理士会36時間規定研修

平成26年度熊谷支部研修会のご案内

拝啓 毎日厳しい寒さが続いておりますが、会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

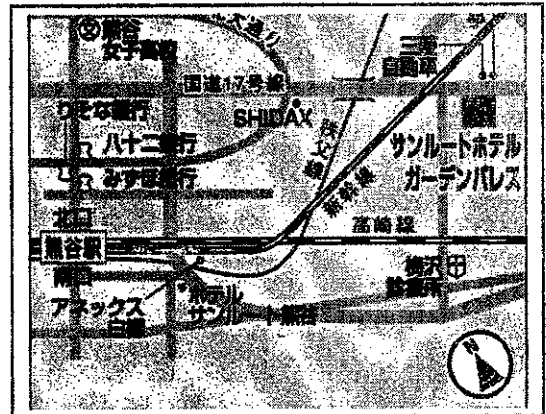
さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので何かとお忙しいこととは存じますが多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますようご案内申し上げます。

敬具

記

日時 平成27年1月14日(水) 午前10時45分～12時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 農業青色申告
雪害に関する税務相談、税務申告
講師 熊谷税務署担当官
対象 税理士会会員及び職員
単位 2単位
バス 熊谷駅南口 9時10分発

★資料準備の為、12月19日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。



FAX 048-521-9612

平成27年1月14日の研修会出席人数

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

*雪害に関してご質問がありましたら下記にご記入下さい。

平成 26 年 12 月 4 日

会員各位

熊谷支部税務支援対策部

電子申告パソコン操作研修会のご案内

今年度も無料申告相談において電子申告を行います。つきましては、下記の日程で電子申告パソコン操作研修を行いますので対象の会員におかれましてはご出席下さいますようお願いいたします。

記

- 対象者 深谷コミュニティセンター無料申告相談担当者
商工会議所・商工会・農業青色申告会無料相談代理送信担当者
- 日 時 ①平成 27 年 1 月 19 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
②平成 27 年 1 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
- 《1部》 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
[内容] 申告書作成コーナーパソコン操作+深谷コミュニティセンター担当の注意点
- 《2部》 午後 2 時 40 分～午後 4 時 00 分
[内容] 商工会議所・商工会・農業青色申告会代理送信担当の注意点
- ※いずれか都合のよい日を選択してください
※深谷コミュニティセンター担当のみの方は 1 部のみでの参加で構いません
※代理送信担当の方は 1 部 2 部ともにご参加ください

- 場 所 埼玉工業大学 23 号館情報基盤センター実習室
深谷市普濟寺 1690 電話 048-585-2521 駐車場は北門からお入りください
- 講 師 熊谷税務署担当官

★ 税理士会発行の電子証明書カードを持参する必要はありません。

平成 27 年 1 月 13 日 (火) までに支部事務局宛 FAXにてご連絡下さい。

FAX 5 2 1 - 9 6 1 2

- ① 平成 27 年 1 月 19 日 (月)
の研修に出席します (該当部分に○をつけてください)
- ② 平成 27 年 1 月 26 日 (月)

会員名 _____

ぶどうの樹

税理士会

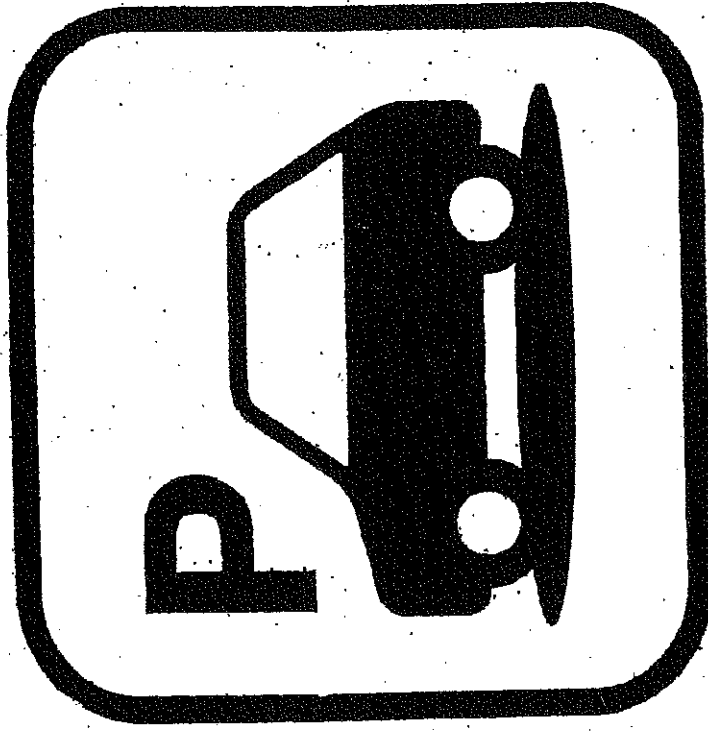
税理士会

聖公会

熊谷税務署

* 聖公会駐車場の利用場所は上記の2台分です。

* 利用期間は1月1日から3月31日までです。



関東信越税理士会熊谷支部

おねがい

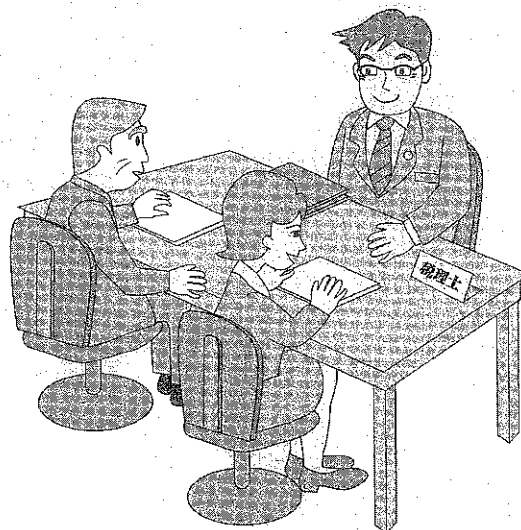
税理士でない者が、納税者の代理をしたり、申告書等税務書類の作成をするとか、税務相談を行うことは、税理士法によってできないことになっております。

税理士会では、こうした税理士制度の公共性にこたえ、「少額な所得の方、経済的理由によって、有料では税理士に委嘱することのできない方」を支援する事業を行っております。

本年分のあなたの所得ですと、税理士会で行っている無料税務相談の趣旨にそぐわなくなります。たいへん恐縮ですが、有料とさせていただきますのでご理解ください。

なお、わたしたちも税理士は次のような仕事をしております。

1. 記帳・決算書作成の相談及び代行
2. 土地・建物を売った税金、相続・贈与に関する税金の相談と申告書の作成
3. 所得税・法人税・消費税等のほか、各種税金の相談と税務書類の作成
4. 企業経営の相談
5. 融資申請手続



関 東 信 越 税 理 士 会

支部 担当税理士

平成 年分税務相談表（会員事務所用）

確申 様式1号

年 月 日	
支 部	
担当税理士	

申告書提出月日を記入してください

相談日	氏 名	住 所	申告書		報酬	
			受理			未受理
			書面 による	代理送信 による		

電話による相談	件	いずれか一つの該当項目に○印
		有 料 分 に ○ 印

※ 確定申告書提出期限までに支部長に提出してください。

日時 平成26年12月4日(木)

16時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 平成26年分確定申告期における閉庁日対応について (総務課)

閉庁日対応実施日：平成27年2月22日(日)及び3月1日(日)

対応業務：確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談

※ 納税はできませんのでご注意ください。

(2) 確定申告期における e-Tax 及び e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間 (総務課)

イ e-Tax の受付時間 (送信可能時間)

(イ) 平成 27 年 1 月 13 日 (火)～3 月 16 日 (月)

全期間 (土日祝日を含む。) 24 時間

(注 1) 1 月 13 日 (火) は 8 時 30 分から利用可能。

(注 2) 3 月 16 日 (月) 以外の月曜日 0 時～8 時 30 分 (メンテナンス時間) を除く。

(ロ) 上記 (イ) 以外の期間

月曜日～金曜日 (祝日等及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。) :
8 時 30 分～24 時

ロ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

(イ) 平成 27 年 1 月 13 日 (火)～3 月 16 日 (月)

月曜日～金曜日 (2 月 11 日 (祝日) を除く。) 及び 2 月 22 日、3 月 1 日・
8 日・15 日の日曜日 : 9 時～20 時

(ロ) 上記以外の期間

月曜日～金曜日 (祝日等及び年末年始 (12 月 29 日～1 月 3 日) を除く。) :
9 時～17 時

(3) 国家公務員倫理法・倫理規定について (総務課)

別添 1 「国民の皆様への 8 つの疑問にお答えします」 参照

当規定上、税理士と国税職員は利害関係者に該当いたしますのでご留意願います。

(4) マイナンバー制度に伴う e-Tax の電子証明書について

マイナンバー制度導入後、住民基本台帳カードは個人番号カードに置き換わります。(別添 2 : 内閣府作成広報資料)

(5) 平成 26 年確定申告分の振替納付日について (管理運営部門)

イ 申告所得税及び復興特別所得税 平成 27 年 4 月 20 日 (月)

ロ 消費税及び地方消費税 (個人事業者) 平成 27 年 4 月 23 日 (木)

(6) 確定申告関係用紙の配付等について (管理運営部門)

別添 3 「確定申告関係用紙配付一覧」 (平成 26 年分) の用紙を関東信越税理士会熊谷支部事務局に備え付けていただきますので、必要な書類は事務局から取得していただくようお願いします。

なお、e-Tax の利用推進の観点から、税務署への配付部数も減少しており、e-Tax の利用、国税庁ホームページからの取得にご協力をお願いします。

- (7) 「未納国税のお知らせ」(年末催告書)の送付について (徴収部門)
12月中旬に全滞納者に対して「未納国税のお知らせ」を送付します。
対象者：約1,000人
納税者から問い合わせ等があった場合には、熊谷署徴収部門に連絡していただけるようご指導をお願いします。
- (8) 関与先企業従業員に対する申告相談について (個人課税部門)
関与先企業の従業員の方に対する自宅からの国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告の周知や、社内申告相談会の開催などによる従業員の確定申告に係るサポート体制を図っていただきますようお願いいたします。
関与先企業等から相談がありましたら、企業及び従業員の方と協議の上、積極的な対応をお願いいたします。
併せて、申告相談の実施に当たりましては、e-Taxの代理送信につきましても取り組んでいただきますようお願いいたします。
なお、別添4のリーフレットを申告相談会用に準備しておりますので、必要部数をお申し付けください。
- (9) 新築及び増改築をされた方への照会文書の発送について (個人課税部門)
新築や増改築をされた方を対象に、お尋ね文書を発送いたします。
発送：12月上旬
回答期限：12月下旬
関与先から問い合わせがございましたら、ご指導よろしくをお願いいたします。
- (10) 雪害等による所得税の軽減措置について (個人課税部門)
雪害関係の計算書については現在作成中です。
なお、国税局作成リーフレットを添付(別添5)いたしますので、参考にしてください。
また、確定申告に使用する雑損控除関係用紙は税理士会事務局へお届けいたしますので、よろしくをお願いいたします。

添付書類

- 1 「国民の皆様への8つの疑問にお答えします」 (総務課)
- 2 内閣府作成マイナンバー広報資料 (総務課)
- 3 「確定申告関係用紙配付一覧」 (管理運営部門)
- 4 「確定申告書は自宅で作成できます！」 (個人課税部門)
- 5 「雪害等により被害を受けた方へ」 (個人課税部門)

国民の皆様

8つの疑問

にお答えします

— 国家公務員倫理法・倫理規程について —

その1

国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程とは、どのようなものですか？

国家公務員倫理法（倫理法）は、公務に対する国民の信頼を確保することを目的とした法律です。国家公務員倫理規程（倫理規程）は倫理法に基づく政令で、「利害関係者」に該当する人との付き合い方等について、国家公務員が守るべきルールが定められています。

※ 国家公務員倫理審査会のホームページ (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>) には、倫理法・倫理規程の全文のほか、各種広報用資料、解説と質疑応答集等が掲載されています。また、ホームページ上で倫理法・倫理規程や国家公務員の倫理に関する御意見、御質問も受け付けていますので、御利用ください。

その2

国家公務員にとって「利害関係者」とはどのような人が該当するのですか？

倫理規程では、「許認可等の相手方」、「立入検査等の相手方」、「契約の相手方」など、担当する仕事の相手方を「利害関係者」として具体的に定めています。

その3

国家公務員に飲食の接待をすることは禁止されているのですか？

国家公務員は、利害関係者から飲食等の接待を受けることは禁止されています。利害関係者からでなくても、同じ相手から何度も食事をごちそうになる等、社会通念を超えるような接待を受けることは禁止されています。

その4

国家公務員と割り勘で一緒に食事をしたり、お酒を飲んだりすることはできますか？

国家公務員は、自分の飲食費用を自ら負担する場合又は利害関係者ではない第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食をすることができます。（1万円を超えるときは倫理監督官への事前の届出が必要となります。）

ただし、国家公務員による飲食費用の負担が十分ではなく、実際の費用との差額分を利害関係者が負担することは、利害関係者から当該差額分の接待を受けることとなるため、禁止されます。

その5

国家公務員に季節の贈り物やお礼の品を贈ることは問題ありませんか？

国家公務員は利害関係者から金銭・物品の贈与を受けることが禁止されていますので、利害関係者からはお中元やお歳暮などの季節の贈り物やお礼の品を受け取ることができません。利害関係者からでなければ、社会通念の範囲内で受け取ることができますが、著しく高額な贈り物を受け取ることや、同じ相手から繰り返し贈り物を受け取ること等、社会通念を超えるような贈与を受けることは禁止されています。

その6

国家公務員に講演や原稿執筆の依頼をすることはできますか？

講演や原稿の執筆を引き受けることについては特に問題ありません。ただし、依頼者が利害関係者に当たる場合は、報酬を受けて講演や原稿執筆等をするためには、国家公務員はあらかじめ各府省の承認を受ける必要があり、その際、受け取ることができる報酬の額についても、各府省で基準が定められています。また、報酬の額について事後に報告をしなければならない場合があります。

その7

国家公務員は利害関係者から香典や祝儀を受け取ることができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員の親族の葬儀に際して、仕事上の関係者から多額の香典が集められるというケースが見られました。過去にこのような問題があったことを踏まえ、仕事の公正さに対して国民から疑惑や不信を招きかねないような行為は厳に慎むべきとの観点から、倫理規程では利害関係者から香典や祝儀を受け取ることが禁止されています。

その8

国家公務員は利害関係者と一緒にゴルフや旅行ができないそうですが、それはなぜですか？

倫理法・倫理規程ができる以前、国家公務員が関係業者から過剰な接待を受け、大きな社会問題となりましたが、そうした過剰接待の典型例としてゴルフ接待や接待旅行がありました。残念ながら、最近でもこうした不祥事が見受けられ、国家公務員が利害関係者と一緒にゴルフや旅行をすることは、国民から「不適切な関係にあるのではないか」との疑惑を招くおそれがあります。こうした理由で、割り勘であっても、利害関係者とのゴルフや旅行は倫理規程によって禁止されています。

もちろん、ゴルフや旅行自体が悪いわけではありませんし、利害関係者でない人と一緒にゴルフや旅行に行くことは全く問題ありません。また、ゴルフについて、自分が会員となっているゴルフクラブの月例コンペ（利害関係者も参加）に参加する場合等、認められる場合もありますし、旅行についても、仕事の都合で一緒に出張をしなければならない場合等、認められる場合もあります。

(詳細については、ホームページを御覧ください。)

公務員倫理ホットライン(倫理審査会の通報・相談窓口)

TEL 03-3581-5344 e-mail rinrimail@jinji.go.jp

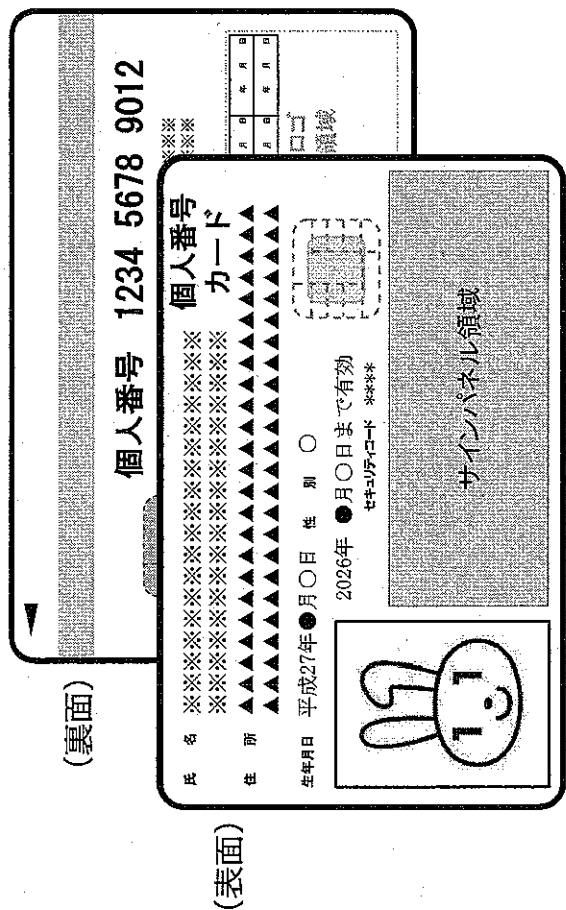
金銭・物品等の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は公務員倫理ホットラインへ御連絡ください。通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関 1-2-3 ホームページ <http://www.jinji.go.jp/rinri/>

個人番号カードは、 本人確認のための身分証明書として使えるほか、 様々なサービスに利用出来ます。

- ・ マイナンバーの通知後に市区町村に申請すると、個人番号カードが交付されます。
- ・ e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。
- ・ 図書館利用や印鑑登録証など、自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- ・ 住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。



※カードには機微な個人情報記録されません。

- ・ カードに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、所得などの情報は記録されません。

確定申告関係用紙配付一覧 (平成26年分)

税理士会

〔所得税関係〕

用 紙 名	
所得税及び復興特別所得税の確定申告書	A様式
	B様式
	第三表(分離課税用)
	第四表(損失申告用)
	申告書付表(震災被災者用)
	添付書類台紙
確定申告書の手引き	A様式用
	B様式用
	損失申告用
青色決算書	一般用
	不動産用
	付表(医師・歯科医師用)
収支内訳書	一般用
	不動産用
	農業用

用 紙 名	
添付書類	所得の内訳書
	財産及び債務の明細書
	医療費の明細書
	住宅借入金等特別控除額の計算明細書
	住宅借入金等特別控除等チェックシート(借入金がある方)
	特別税額控除等チェックシート(借入金がない方)
	家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受ける場合の必要経費の額の計算書
	外国税額控除に関する明細書
	政党等寄附金特別控除額の計算明細書
	先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
	申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)
	申告書付表(準確定申告)
	被災した住宅、家財等の損失額の計算書
	雑損失の金額の計算書

〔消費税関係〕

消費税の申告書	一般・簡易
	付表1・付表2-(2)・付表4・付表5-(2)・付表6
	一般・簡易用手引き
	仕入控除額に関する明細書
	課税売上高計算表・課税仕入高計算表
	消費税の還付申告に関する明細書

〔資産税関係〕

贈与税申告書	譲渡所得の内訳書
	株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
	所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
	第一表
	第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)
	第二表(相続時精算課税の計算明細書)
	相続時精算課税選択届出書

〔納付関係〕

納付書関係	所得税納付書
	消費税納付書
	贈与税納付書
	口座振替依頼書

〔電子申告関係〕

電子申告・納税等開始(変更等)届出書
ダイレクト納付利用届出書

○国税局・税務署からのお知らせ

確定申告書は自宅で作成できます！

確定申告期間中（2/16～3/16）は、確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自宅で確定申告書等が作成できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

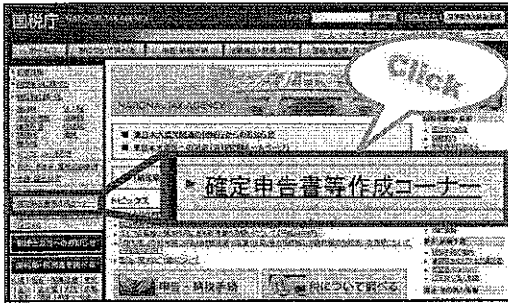
※ご案内の画面は平成25年分の「確定申告書等作成コーナー」を使用しているため、変更になる場合があります。

www.nta.go.jp

国税庁

検索

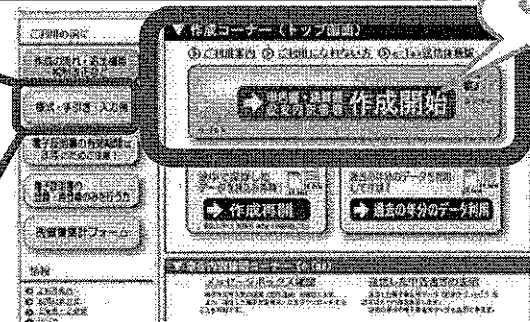
1 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を選択します



2 「作成開始」を選択します

ポイント！

「様式・手引き・入力例」には、給与所得の入力編や、医療費控除の入力編など、様々な入力例がありますのでご覧ください。



3 提出方法を選択します



申告書等の提出方法を選択してください。

印刷して書面で提出する場合は、右の「書面提出」をクリックしてください。

e-Taxで送信する場合は左の「e-Tax」をクリックしてください。

e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要です。)、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

4 書面で出力し、管轄の税務署へ郵送等でご提出ください。

※ プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニ等で出力可能です(プリント代がかかります。)

※ e-Taxや確定申告書等作成コーナー等のパソコン操作に関するお問合せは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へお問い合わせください。

【受付時間】

平成27年1月中旬～3月16日(月)は → 9時～20時、左記以外の期間は → 9時～17時

(土、日、祝日等及び12月29日～1月3日はご利用になれません。※受付時間は変更になる場合があります。)

雪害等により被害を受けられた方へ

この度の雪害等により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
雪害等により、住宅・家財などに被害を受けられた方には、所得税の軽減措置が適用される場合がありますので、その措置のあらましと手続についてお知らせします。

1 所得税の軽減・免除とは

所得税の軽減措置には、所得税法に基づく雑損控除（所得控除）と災害減免法に基づく軽減免除（税額控除）の二つの方法があり、確定申告でどちらか有利な方法を選択して、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

2 次のような方が対象となります

(1) 雑損控除

イ 住宅や家財の損壊などによる損害額と災害関連支出の合計額（保険金などによって補填される金額を控除します。）が、被害を受けた年分の所得金額の10分の1相当額を超える方

ロ 被害を受けた資産の取壊し費用などの災害関連支出の金額が、5万円を超える方

※ イとロの両方に該当する場合は、いずれか多い金額が雑損控除額となります。

(2) 災害減免法

住宅や家財についての損害額（保険金などによって補填される金額を控除します。）が、その住宅や家財（自己が所有する家財全体を指します。）の価額（時価）の2分の1以上で、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方

※ 対象となる資産とは、生活に通常必要な住宅、家財（家具、什器、衣服、書籍、暖房装置、冷房装置等）などの資産をいいます。

3 申告手続に必要なもの

確定申告には、次のような書類等が必要となります。

- (1) 被害を受けた資産の明細（資産内容、取得時期、取得価額）が分かるもの
- (2) 被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、その他これらに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細が分かるもの及び領収証等
- (3) 被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、災害見舞金等の金額の分かるもの
- (4) ご自分の所得金額の計算に必要な書類（給与所得者の場合には、被害を受けた年分（平成26年分）の給与所得の源泉徴収票の原本）
- (5) 所得税が還付となる方は、還付金振込先の口座番号（ご自分の名義の口座に限ります。）の分かるもの
- (6) 印鑑
- (7) り災証明書（市町村から交付を受けている場合）

4 雑損控除と災害減免法について

区分	雑損控除	災害減免法
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産に限られます。 (たな卸資産や事業用固定資産(注1)、山林、生活に通常必要でない資産(注2)は除かれます。)	住宅や家財。ただし、損害額が住宅や家財の価額(時価)の2分の1以上である場合に限られます。
控除額の計算又は所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額です。 ① 差引損失額-所得金額の10分の1 ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 (注)① 差引損失額=損害金額(災害関連支出の金額を含みます。)-保険金などによって補填される金額 ② 災害関連支出=災害により滅失した住宅、家財等を取壊し又は除去するための費用や原状回復・損壊防止のための支出	被害を受けた年分の所得金額 …所得税の軽減額 500万円以下…全額免除 500万円超 750万円以下…2分の1の軽減 750万円超 1,000万円以下…4分の1の軽減
参考事項	① 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要です。 ② 損失額がその年の所得金額から控除しきれない金額は、翌年以後3年間に繰り越して各年の所得金額から控除できます。	① 被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限りです。 ② 「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要です。

(注1) ビニールハウスなど事業用固定資産の損失額は、その年の事業所得等の必要経費となります。

(注2) 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいい、これらの資産についての災害等による損失は雑損控除の対象となりませんが、その年か翌年に総合譲渡所得があれば、その所得から控除できます(株式等の譲渡や土地・建物等の譲渡による分離譲渡所得からは控除できません。)

5 車両及びその車両のカーポートに被害を受けた方の損失額について

	車 両	カーポート
共通	① 取得価額(再取得価額)×0.9×減価償却率×経過年数=減価償却費・・・A ② 自動車の取得価額-A(減価償却費)=被災直前の時価相当額・・・B ③ B(被災直前の時価相当額)×被害割合-保険で補填される金額 =損失額 ※被害割合は個々の被害状況を踏まえて合理的に算定します。	
耐用年数	普通自動車：6年の1.5倍⇒9年(償却率0.111) 軽自動車：4年の1.5倍⇒6年(償却率0.166) ※新車で購入の場合	45年の1.5倍⇒67年 (償却率0.015)

※ 車両及びその車両のカーポートなどについては、生活に通常必要な資産と認められる場合は、雑損控除の対象となります。

生活に通常必要な資産とは、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、その車両の保有目的や使用状況等を総合勘案して判断することになります。

※ 詳しくは、最寄りの税務署(個人課税部門)・電話相談センターにお尋ねください。

関東信越国税局・税務署

稅 理 士 法

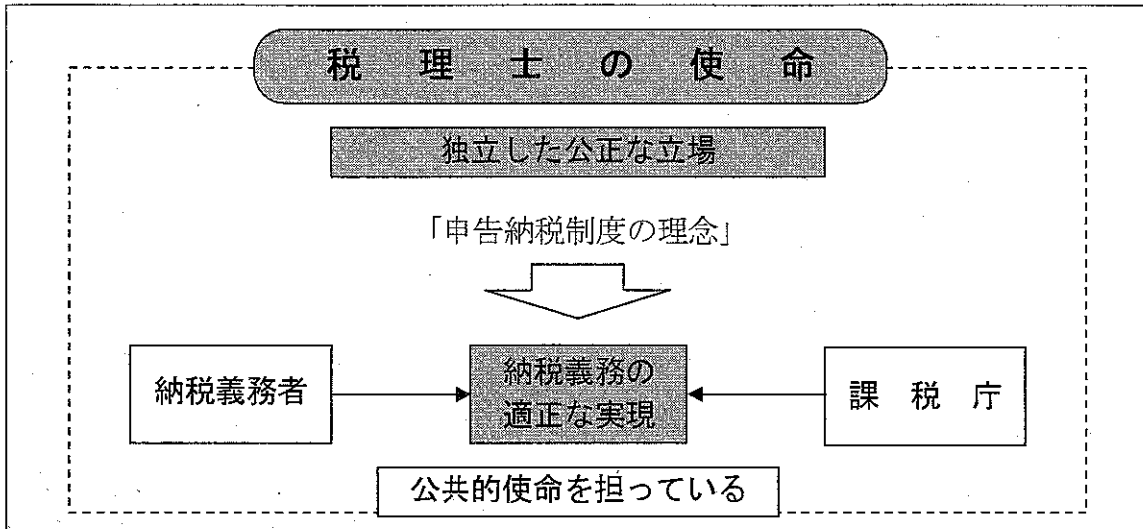
目 次

1 総 則	1
(1) 税理士の使命	1
(2) 税理士が行う業務	1
(3) 税理士業務は税理士の独占業務	2
2 税理士等に対する指導監督	2
(1) 国税庁の任務	2
(2) 指導監督	2
(3) 税理士等に対する指導等	2
(4) 税理士等に課された義務	3
3 税理士法の懲戒処分に係る非違事例	6
(1) 脱税相談及び故意による不真正税務書類の作成 (複数の不正行為)	6
(2) 故意による不真正税務書類の作成 (不正事実の認識)	6
(3) 故意による不真正税務書類の作成 (関与先からの要請)	6
(4) 過失による不真正税務書類の作成 (相当の注意を怠った場合)	7
(5) 脱税相談	7
(6) 自己脱税 (個人の関与先からの収入除外)	7
(7) 自己脱税 (架空経費の計上)	7
(8) 自己脱税 (相続財産の除外)	7
(9) 自己脱税 (税理士が経営者である法人の不正経理)	8
(10) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ (無申告)	8
(11) 多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ (多額の申告漏れ)	8
(12) 名義貸し	8
(13) 業務け怠	9
(14) その他反職業倫理的行為 (業務上横領)	9
(15) その他反職業倫理的行為 (ニセ税理士の助長行為)	9
(16) その他反職業倫理的行為 (脱税幫助行為)	9
(17) 社員の競業の禁止違反	10
(18) 法第 33 条の 2 により添付する書面への虚偽記載	10
(19) 2 箇所税理士事務所設置違反	10
(20) 使用人等に対する監督義務違反 (使用人の不正加担)	11
4 その他の非違事例	12
5 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方 (平成 20 年 3 月 31 日付財務省告示第 104 号)	14

1 総 則

(1) 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（法1）。



(2) 税理士が行う業務

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする（法2）。

イ 税理士業務

税 務 代 理	税務書類の作成	税 務 相 談
税務官公署に対する申告、申請、請求若しくは不服申立て、又は申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述について、代理し、又は代行すること	税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立て書等を作成すること	税務官公署に対する申告等、「税務代理」に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関して、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずること
法2①一	法2①二	法2①三

ロ 付随業務

税理士は、上記の税理士業務のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる（法2②）。

ハ 裁判所における補佐人としての陳述

税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができる（法2の2）。

(3) 税理士業務は税理士の独占業務

税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）でない者は、別段の定めがある場合を除き、税理士業務を行ってはならない（法 52）。

（参考）「別段の定め」

税理士又は税理士法人以外の者が行う税理士業務は、次のとおり。

- ① 臨時の税務書類の作成等（法 50）
- ② 税理士業務を行う弁護士等（法 51）
- ③ 行政書士が行う税務書類の作成（法 51 の 2）

2 税理士等に対する指導監督

(1) 国税庁の任務

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする（財務省設置法 19）。

(2) 指導監督

国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士等から報告を徴し、又は当該職員をして税理士等に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる（法 55）。

(3) 税理士等に対する指導等

税理士調査等により税理士等による税理士法違反の行為が把握された場合には、その違反の程度により、税務署長による行政指導や財務大臣による懲戒処分の手続きが行われる。

なお、税理士等の懲戒処分については、

- ① 戒告
- ② 1年以内の税理士業務の停止
- ③ 税理士業務の禁止

の3種類が定められており（法 44）、平成 20 年 3 月 31 日に国税庁から公表された「税理士法第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方」に基づき、懲戒処分の量定が判断される。

(4) 税理士等に課された義務等

内 容	対 象			
	税	税法	弁	弁法
(変更登録) 第 20 条 税理士は、第 18 条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。	○			
(税理士証票の返還) 第 28 条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を日本税理士会連合会に返還しなければならない。税理士が第 43 条の規定に該当することとなつた場合又は第 45 条若しくは第 46 条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。	○			
(税務代理の権限の明示) 第 30 条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。	○	○	○	○
(特別の委任を要する事項) 第 31 条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。 一 不服申立ての取下げ 二 代理人の選任	○	○	○	○
(税理士証票の提示) 第 32 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。	○			
(署名押印の義務) 第 33 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。 2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。 3 税理士は、前 2 項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。	◎	○	○	○
(脱税相談等の禁止) 第 36 条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。	◎	○	○	○
(信用失墜行為の禁止) 第 37 条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。	○	○	○	○
(秘密を守る義務) 第 38 条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。	◎		○	
(会則を守る義務) 第 39 条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。	○	○		
(研修) 第 39 条の 2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。	○			
(事務所の設置) 第 40 条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第 4 項において同じ。）を除く。次項及び第 3 項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 3 税理士は、税理士事務所を 2 以上設けてはならない。 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。	○	○		
(帳簿作成の義務) 第 41 条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1 件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。 2 前項の帳簿は、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。 3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第 1 項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。	○	○	○	○

内 容	対 象			
	税	税法	弁	弁法
(使用人等に対する監督義務) 第 41 条の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。	○	○	○	○
(助言義務) 第 41 条の 3 税理士は、税理士業務を行うに当たつて、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。	○	○	○	○
(業務の制限) 第 42 条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後 1 年間は、その離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。	○			
(業務の停止) 第 43 条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定業者の業務に関し不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補が不動産の鑑定評価を行うことを禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。	○		○	
(脱税相談等をした場合の懲戒) 第 45 条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第 36 条の規定に違反する行為をしたときは、1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。	○		○	
(一般の懲戒) 第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。	○		○	
(税理士業務を行う弁護士等) 第 51 条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第 1 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 41 条から第 41 条の 3 まで、第 43 条前段、第 44 条から第 46 条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第 47 条、第 48 条、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第 33 条第 3 項及び第 33 条の 2 第 3 項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第 51 条第 1 項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人の業務として同項の業務を行う場合にはその法人の名称」とする。 3 弁護士法人（弁護士法に規定する社員の全員が、第 1 項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人は、税理士業務を行う範囲において、第 33 条、第 33 条の 2、第 48 条の 16（第 39 条の規定を準用する部分を除く。）、第 48 条の 20（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）、第 54 条及び第 55 条の規定の適用については、税理士法人とみなす。			○	○

内 容	対 象
<p>(税理士業務の制限)</p> <p>第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。</p>	税理士ではない者
<p>(名称の使用制限)</p> <p>第 53 条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。</p> <p>4 前 3 項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。</p>	
<p>(税理士の使用人等の秘密を守る義務)</p> <p>第 54 条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。</p>	

- (注) 1 対象欄の「税」は税理士、「税法」は税理士法人、「弁」は通知弁護士、「弁法」は通知弁護士法人を示す。
2 対象欄の「税」の「◎」は、税理士のほか、税理士法第 50 条の規定により臨時の税務書類の作成等の許可を受けた者が対象となるものを示す。

3 税理士法の懲戒処分に係る非違事例

(1) 脱税相談及び故意による不真正税務書類の作成（複数の不正行為）

（事例1）税理士Aは、関与先であった株式会社 z の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役である y から依頼を受け、架空の外注費を計上することにより所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。また、株式会社 z の架空の外注費の計上に当たって、当該税理士の他の関与先を架空取引の相手方として利用するため、当該税理士自ら実態のない業務提携契約書を作成し、更に、架空の外注費に係る請求書の作成を指示するなど積極的に不正行為に関与した。

（条文） 税理士法第 36 条違反、第 45 条第 1 項該当

（量定） 6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 故意による不真正税務書類の作成（不正事実の認識）

（事例2）税理士Bは、関与先である株式会社 x の法人税の確定申告に当たり、当期の売上計上すべき金額が翌期に繰り延べられていることを認識していたにもかかわらず、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文） 第 45 条第 1 項該当

（量定） 6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（事例3）税理士Cは、関与先である w の所得税の確定申告に当たり、同人から提示された所得金額等が過少なものであるとの認識を持ちながら、同人の指示に従い会計帳簿を確認することなく、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文） 第 45 条第 1 項該当

（量定） 6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(3) 故意による不真正税務書類の作成（関与先からの要請）

（事例4）税理士Dは、関与先であった v 株式会社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役である u から依頼を受け、収入を除外することにより所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文） 第 45 条第 1 項該当

（量定） 6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（事例5）税理士Eは、関与先である株式会社 t の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、同社の代表取締役である s から納付税額を少なくするよう依頼を受け、課税仕入額を水増し計上するなどにより納付税額を不正に圧縮した申告書を作成した。

（条文） 第 45 条第 1 項該当

（量定） 6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(4) 過失による不真正税務書類の作成 (相当の注意を怠った場合)

(事例6) 税理士Fは、関与先である有限会社 r の法人税の確定申告に当たり、同社の専務取締役である q から口頭による仕入れ金額の提示を受け、この支払いの事実を確認することなく、提示を受けた根拠のない金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

(条文) 第45条第2項該当

(量定) 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(5) 脱税相談

(事例7) 税理士Gは、関与先の現経営者 p から、前経営者 o (故人) が仕入れ金額を過大計上し、所得金額を少なく申告していたので修正申告をしたい旨の相談を受けたが、修正申告書を出せば税務調査に来られるので、このまま放置しておくよう指南し、修正申告書の提出を止めさせた。

(条文) 税理士法第36条違反、第45条第1項該当

(量定) 6月以上1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(6) 自己脱税 (個人の関与先からの収入除外)

(事例8) 税理士Hは、自己の所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、源泉所得税が徴収されていない関与先からの報酬を収入から除外することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

(条文) 税理士法第37条違反、第46条該当

(量定) 1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(7) 自己脱税 (架空経費の計上)

(事例9) 税理士Iは、自己の所得税の確定申告に当たり、勤務実態のない元使用人 n の名義を使用して人件費を架空計上することにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

(条文) 税理士法第37条違反、第46条該当

(量定) 1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(8) 自己脱税 (相続財産の除外)

(事例10) 税理士Jは、m を被相続人とする自己の相続税の申告に当たり、被相続人に帰属する相続人名義の預金等を相続財産から除外することにより相続財産価額を不正に圧縮して申告した。

(条文) 税理士法第37条違反、第46条該当

(量定) 1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(9) 自己脱税（税理士が経営者である法人の不正経理）

（事例 11）税理士Kは、自らが代表取締役である株式会社 1 の法人税の確定申告に当たり、収入を除外するなどにより所得金額を不正に圧縮して申告した。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(10) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（無申告）

（事例 12）税理士Lは、自己の所得税の確定申告並びに消費税及び地方消費税の確定申告について、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに確定申告書を提出していなかった。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

（事例 13）税理士Mは、自己が主宰する有限会社 k の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを十分認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに確定申告書を提出していなかった。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

(11) 多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ（多額の申告漏れ）

（事例 14）税理士Nは、自己の所得税の確定申告に当たり、帳簿の作成や証ひょう類を保存していなかったため、受領した決算料など多額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、帳簿等の保存がなかったにもかかわらず、仕入税額控除を適用し、納付税額を過少に申告した。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

(12) 名義貸し

（事例 15）税理士Oは 3 年にわたり、税理士資格を有しない j からの依頼を受けて、同人が作成した i 株式会社ほか 5 社の法人税及び消費税の確定申告書並びに h ほか 5 名の所得税及び消費税の確定申告書の合計 50 件の申告書に署名、押印する「名義貸し」行為を行った。

（条文）税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

（量定）1 年以内の税理士業務の停止

(事例 16) 税理士 P は 2 年半にわたり、税理士資格を有しない g 及び f を使用人と装い、
同人等が作成した有限会社 e ほか 20 社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申
告書 50 件に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 1 年以内の税理士業務の停止

(13) 業務け怠

(事例 17) 税理士 Q は、関与先である d ほか 10 名の所得税並びに消費税及び地方消費税
の確定申告について、申告書の作成又は法定申告期限までの提出を怠り、青色申告特
別控除の不適用及び所得税額の滞納の発生など多大な損害を与えた。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

(14) その他反職業倫理的行為（業務上横領）

(事例 18) 税理士 R は、関与先である c ほか個人 10 名及び有限会社 b ほか法人 10 社から
預かった税理士報酬に係る源泉所得税を事務所運営資金に流用していた。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告、1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(15) その他反職業倫理的行為（ニセ税理士の助長行為）

(事例 19) 税理士 S は、税理士資格のない a 及び z が税務書類の作成を行うことを認識し
ながら、自身の税理士事務所で使用している申告書作成が可能な会計ソフトを貸与
し、税理士業務を行うことを黙認した。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(16) その他反職業倫理的行為（脱税幫助行為）

(事例 20) 税理士 T は、関与先であった y 株式会社の法人税の確定申告に当たり、関連会
社である株式会社 x が所得金額を圧縮するために外注費を水増し計上したこととつじ
つまを合わせるために、当該水増し計上額に相当する金額を y 株式会社の架空の売上
として計上するよう同社の経営者である w から指示され、所得金額が過大となった申
告書を作成した。

(条文) 税理士法第 37 条違反、第 46 条該当

(量定) 戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

(17) 社員の競業の禁止違反

(事例 21) 税理士Uは、v 税理士法人の社員税理士であったにもかかわらず、同法人の業務外で、自宅の事務所において、有限会社 u ほか5社及び t ほか10人の申告書の作成を行った。

(条文) 税理士法第48条の14違反、第46条該当

(量定) 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(18) 法第33条の2により添付する書面への虚偽記載

(事例 22) 税理士Vは、関与先であった株式会社 s の法人税の確定申告に当たり、所得金額を不正に圧縮した申告書を故意に作成しているにもかかわらず、税理士法第33条の2第1項の規定による添付書面に、架空の手数料の支払先とされた法人との業務内容等を検証し金額の妥当性について審査した旨の虚偽の記載をした。

(条文) 税理士法第46条違反、同条該当

(量定) 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(事例 23) 税理士Wは、関与先である有限会社 r の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、同社の消費税及び地方消費税の確定申告書に係る帳簿及び請求書の保存が法律の規定に従っていないにもかかわらず、税理士法第33条の2第1項の規定による添付書面に「仕入税額控除の要件とされる請求書等の保存状況は、適正におこなわれている。」、「法人税消費税市県民税の申告書は、法令の規定に従って作成されております。」との虚偽の記載を行った。

(条文) 税理士法第46条違反、同条該当

(量定) 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(19) 2箇所税理士事務所設置違反

(事例 24) 税理士Xは、登録上の事務所のほかに自宅に事務所を設置し、有限会社 q ほか15社、p ほか5名に対する税理士業務を行っていた。

(条文) 税理士法第40条違反、第46条該当

(量定) 戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(20) 使用人等に対する監督義務違反（使用人の不正加担）

（事例 25）税理士 Y は、使用人である o に対する監督を怠り、関与先であった株式会社 n の消費税の確定申告について、同社の代表取締役である m と o が共謀の上、架空の課税仕入を計上することにより不正に消費税の還付を受けていたにもかかわらず、これを見過ごした。

（条文）税理士法第 41 条の 2 違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

（事例 26）税理士 Z は、使用人に対する監督を怠り、使用人が作成した申告書の内容を確認することなく、また、税理士署名押印欄の署名押印も使用人に任せていた。

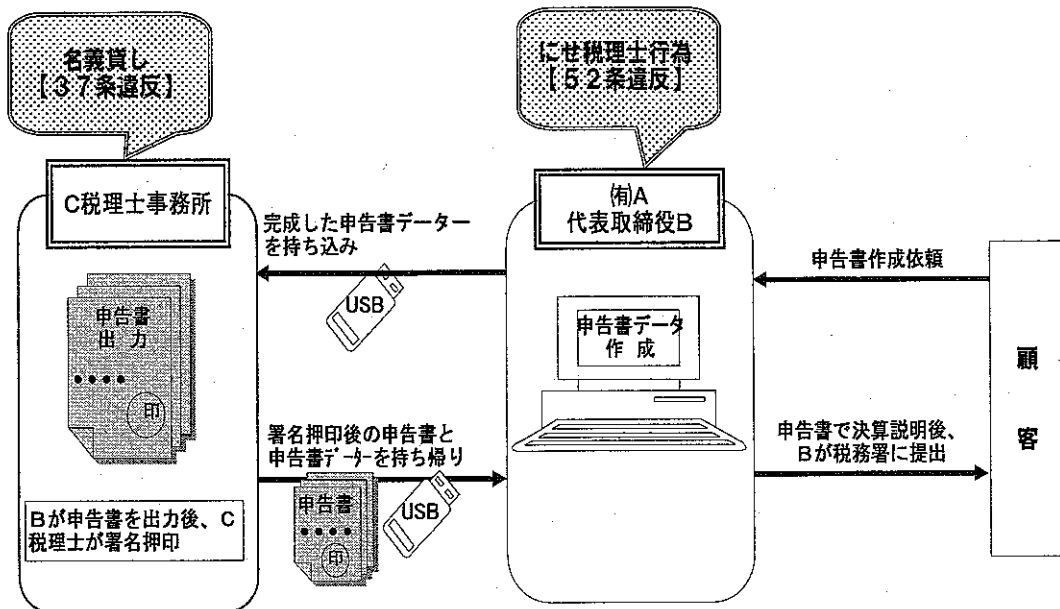
（条文）税理士法第 41 条の 2 違反、第 46 条該当

（量定）戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

4 その他の非違事例

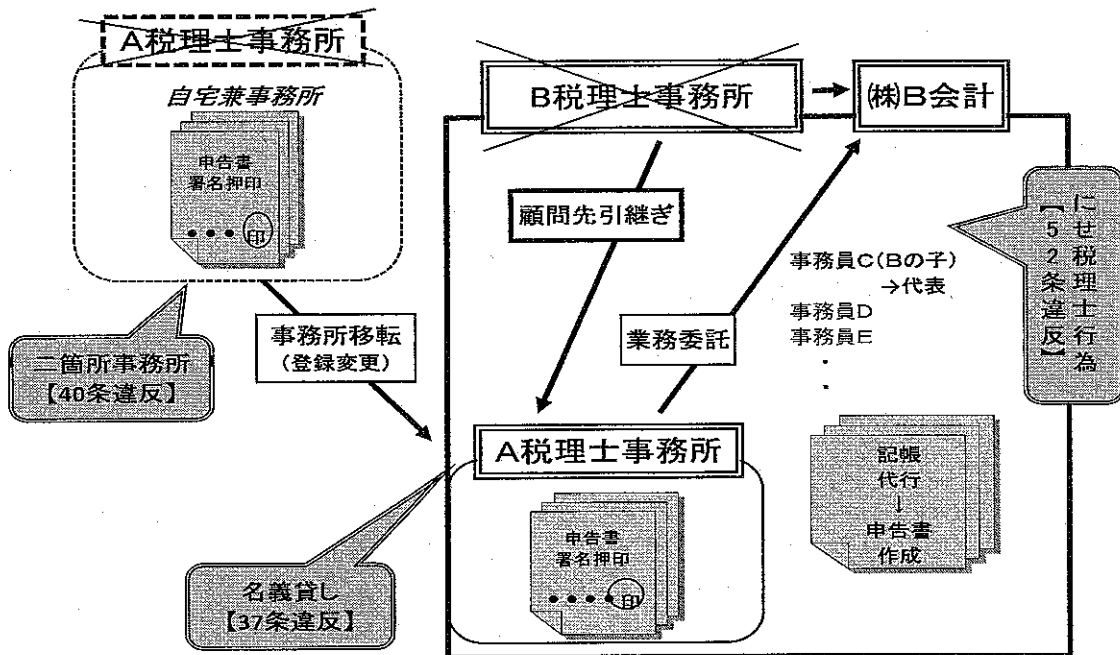
事例1

【形態図】



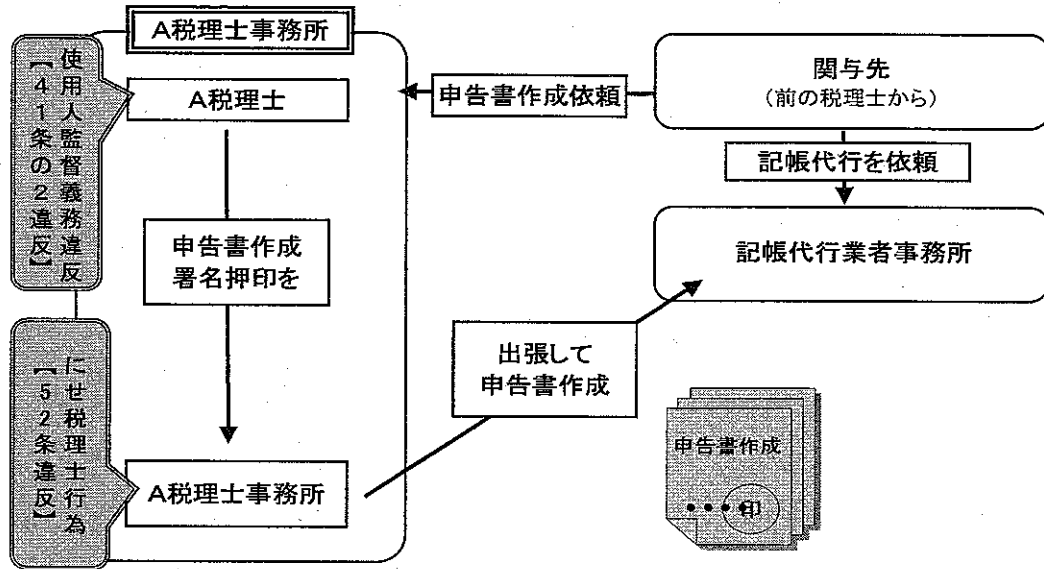
事例2

【形態図】



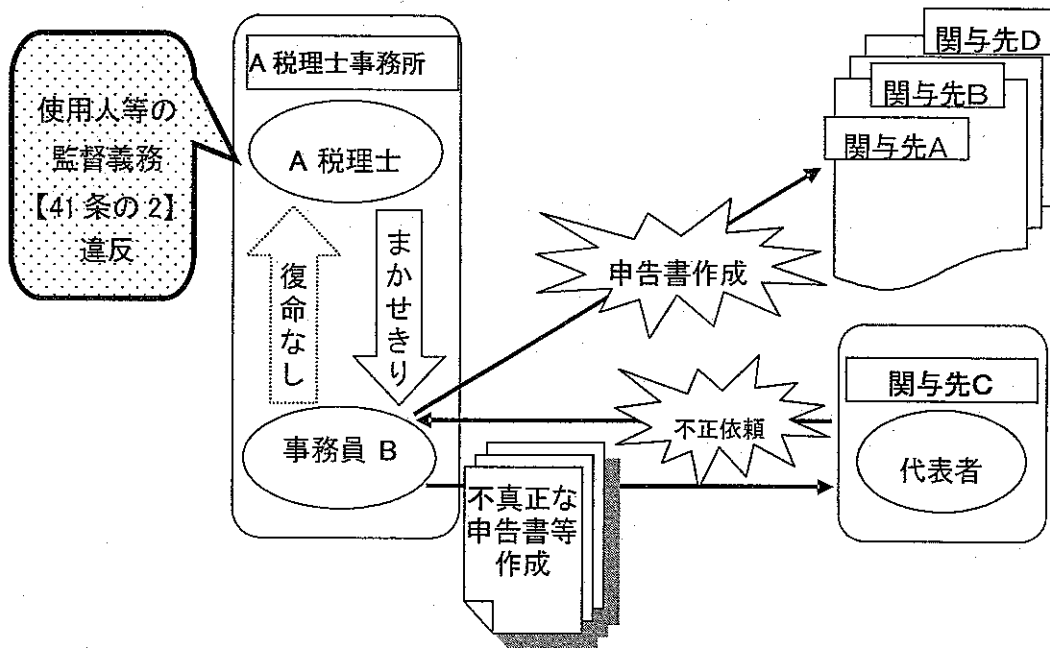
事例3

【形態図】



事例4

【形態図】



5 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

○財務省告示第104号

税理士法（昭和26年法律第237号）第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成20年3月31日

財務大臣 額賀 福志郎

I 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める違反行為ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の処分歴
- ④ 選択する処分が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

また、税理士法人に対する処分の量定の判断に当たっては、上記の事項に加え、内部規律、内部管理の内容等を勘案する。

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でない認められた場合には、税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第2 違反行為の異なるものが2以上ある場合

Ⅱに定める違反行為の種類の異なるものが2以上ある場合の量定は、それぞれの違反行為について算定した量定を合計したものを基本とする。

第3 税理士業務の停止期間

税理士業務の停止期間は、1月を単位とする。

Ⅱ 量定の考え方

第1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

- 1 税理士が法第45条第1項及び第2項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応

じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第 68 条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に応じて、

6 月以上 1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

- (2) 相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第 36 条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（修正申告書の提出等（国税通則法第 18 条に規定する期限後申告書若しくは同法第 19 条に規定する修正申告書の提出又は同法第 24 条に規定する更正若しくは同法第 25 条に規定する決定の処分）に係る所得金額等（所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものを含む。）をいう。以下同じ。）に応じて、

戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

- 2 税理士が法第 46 条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

- (1) 法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽記載した書面の件数、虚偽記載の程度に応じて、

戒告又は 1 年以内の税理士業務の停止

- (2) 法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税（自己（自己が代表者等である法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があるとき。以下同じ。）

不正所得金額等に応じて、

1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいい、イの場合を除く。以下同じ。）

申告漏れ所得金額等に応じて、

戒告又は 6 月以内の税理士業務の停止

ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の検査を妨げる行為等をしたとき。）

妨害行為の回数、程度に応じて、

1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

ニ 名義貸し（法第 52 条又は第 53 条の規定に違反する者に自己の名義を使用

させたとき。以下同じ。)

名義貸しを受けた者の人数のほか、違反行為の期間、名義貸しを受けた者の関与件数等に応じて、

1年以内の税理士業務の停止

ホ 業務倦怠（委嘱された税理士業務について正当な理由がなく怠ったとき。）

戒告又は6月以内の税理士業務の停止

ヘ その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたとき。）

戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(3) 法第38条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。

1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(4) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。

戒告

(5) 法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(6) 法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき。

違反行為に係る関与件数等に応じて、

1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(7) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。

戒告、1年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第2 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第48条の10（成立の届出等）、第48条の13（定款の変更）又は第48条の19（合併）等、税理士法人固有の手續規定に違反したとき。

戒告

(2) 法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税

法人の申告について、社員税理士等の行為により不正所得金額等が生じた

場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為
に
関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

法人の申告について、社員税理士等の行為により多額な申告漏れ所得金
額等が生じ、かつ、当該行為の内容が税理士としての職業倫理に著しく反
するような場合に、当該法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほ
か、当該行為に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

戒告又は6月以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止

(3) 法第41条(帳簿作成の義務)の規定に違反したとき。

戒告

(4) 法第41条の2(使用人等に対する監督義務)の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止

(5) 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20(違法行為等についての処分)に規定する行為の
うち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、
次に掲げるところによる。

(1) 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があった場合に、所
属する税理士法人の内部管理体制や内部規律の整備状況等のほか、当該行為
に関与した者の人数や行為の態様等に応じて、

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散

(2) 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。

戒告、1年以内の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は解散